

新型コロナウイルス感染拡大に伴うガス料金の特別措置について

2020年3月26日
豊岡エネルギー株式会社

豊岡エネルギー株式会社は、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部における「生活不安に対応するための緊急措置」を踏まえた経済産業省からの要請を受け、お客様等からお申し出をいただいた場合、次のような特別措置を講ずることといたします。

1. ガス料金について

2020年2月（支払期限日^{※1}が2020年3月25日以降のものに限る）、3月検針分のガス料金について、支払期限日を1ヶ月間延長いたします。

2. 今回の措置を適用させていただくお客さまについて

上記1. の措置は、以下①・②・③を全て満たすお客さまに適用させていただきます。

- ① 当社とガスの供給について契約されているお客さま
- ② 新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度^{※2}の貸付がなされているお客さま
※貸付決定通知書を確認させていただきます
- ③ 当社にお申し出のあるお客さま

3. お問い合わせ先

【電話番号】 0120-8-54108

【受付時間】 [月～金] 午前9時～午後5時30分（祝日を除く）

【受付開始日】 2020年3月26日（木）

※1 支払期限日

支払義務発生日の翌日から起算して30日目をいいます。支払期限日を経過しても支払われない場合は、期限日の翌日から支払日までの期間に応じて、延滞利息を申し受けます。

※2 生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付が必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付けを行う制度（2020年3月25日に受付が開始される新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）

以上